

鳥取県告示第 647 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 16 年 2 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
(変更前 平成 16 年 2 月 24 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
削除する部分 北栄町江北字宮ノ下、松神字日本陰、北尾字宮谷、米里字宮町
変更する部分 北栄町江北字天神山及び字大西後口谷、田井字沖浜、下神字築田、松神字東浜及び字鷺取、
土下字石穴、字東土居下及び土居下、北尾字式ノ坪、曲字管、北条島字上銭神平